

3月14日 ケアマネジャー支援研修会のアンケート(回答)

質問	回答
・事業対象者が、事業対象者として更新申請する(サービス希望)場合、前回の有効期間の何日前に更新、チェックリストは何日前に出せばいい?	おおむね期日の1か月前から受け付けさせていただきます。
・介護予防サービスの支援計画書の作成日、同じする必要はないとの事ですが介護プランの場合は計画作成年月日と署名年月日は同じ資することを徹底するように言われていますが樺原市の場合は同じにする必要はない理解すればよいのでしょうか? ・計画書の説明で作成日の事、ご本人の同意の日が違つて当たり前のように言われましたが、計画作成日は担当者会議の日時と説明が以前にあったように思います、作成日と同意日は一緒でないと説明はどうなんでしょうか?	基本的には、以前に発出された厚生労働省の通達であるように、計画作成日と計画同意日を一致させるとなっておりますのでそのようにしていただければと考えますが、樺原市ではケアマネさんの業務の簡素化を鑑みて、異なる日付であっても修正の必要はないという意味です。
・プランの印鑑はまだ必要なのでしょうか?また気になることご相談させて頂きます	本人のサインがあればケアプランの押印は無しでも可とさせていただきます。 また、利用票についてもケアプランに基づき作成されているので押印やサインは無しでも可とさせていただきます。ともに厚生労働省の基準に基づき変更させていただきます。
・最近、介護予防計画は、サービス内容だけでなく、回数や頻度が変更もしくは、追加や止めでも、プランの再作成を求められます。その理由は理解できるのですが、必ずしもアセスメント内容や目標が変更になってるか?といえばそうでないケースもあるはずです。その辺りも踏まえ書類が多いなど感じています。	ケアプランの修正が必要な場合とは、以下のような、給付内容が変わる場合を想定しております。 ・回数が増える→なぜ増えたのか。 (追記で表現できる範囲であればそれでも可) ・加算が変わる→どういったアセスメントに基づき変わるのか。 (プランの再作成が必要です) などが市の知りたいポイントです。回数が減る分には追記や修正は不要です。
サービス種別に記載するべき加算減算はどういったものですか。	【ケアプランのサービス種別欄に記載がいるもの】 個別にその人ごとに付ける加算と減算 例)・初回加算 ←記載するように統一します。 ・生活機能向上連携加算 や 口腔機能向上加算 等 ←個人ごとにつく加算・減算 ・送迎減算 ←わかっている範囲で大丈夫です。 ・予防リハ12月超減算 ←こちらも記載してください。 (なぜ1年を超えるのかをプランに記載してください) など必要です。 【ケアプランのサービス種別欄に記載がいらないもの】 事業所全体でに関する加算減算 等 例)同一建物減算 ・処遇改善加算 ・高齢者虐待防止未実施減算 ・業務継続計画未実施減算 ・科学的介護推進体制加算 ・利用者の数が利用定員を超える減算 ・看護・介護職員の員数基準に満たない場合の減算 など不要です。
業務量が多いこと	このマニュアルを作成したばかりですので、合わせるのに大変かと存じますが、市と包括支援センターとケアマネの皆様で共通の見解を持つことで、ゆくゆくは業務量を削減できると考えております。しばらく定着するまでは大変かと存じますが、ご協力の程よろしくお願いします。 今後も削減できる業務について、市でも検討を続けてまいります。
ケアプランの期間について確認がしたいです。	・総合事業であろうと予防給付であろうと、プランAについては最長1年間が有効です。 ・シルバー人材センターのみのプランBに関しては、変更が無ければ認定期間満了まで有効です。